

障害のある人もない人もともに支えあう社会をめざして



障害を理由とする 差別の解消を推進

障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、東京都は平成30年10月、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(都条例)」を施行しました。社会全体で障害への理解を深め、差別をなくす取組みが推進されています。

社会全体で障害への理解を深め、差別をなくすために

区は、障害のある人もない人も、互いに人格と個性を認め合いながらともに生きる社会の実現を目指しています。障害者差別解消法や都条例では、行政機関(国・地方公共団体等)と民間事業者(会社やお店・NPO法人等)については、障害のある人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。差別のない社会の実現に向けて、障害についての理解や関心を深めるとともに、区民一人ひとりが障害のある人の立場に立って考え、行動しましょう。

障害者差別解消法と都条例	障害者差別解消法		都条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
<p>不当な差別的取扱い</p> <p>正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりする行為です。</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いすの利用を理由に、入店を断った。 ○障害があることを理由に、アパートを貸さなかった。 	<p>禁止 × (してはいけません)</p>	<p>禁止 × (してはいけません)</p>	<p>禁止 × (してはいけません)</p>
<p>合理的配慮の提供</p> <p>障害のある人から、手助けや必要な配慮を求める意思が伝えられたとき、行政機関や民間事業者が、負担が重過ぎない範囲で、対話に基づいて必要かつ合理的な配慮を提供することです。</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害のある人に、筆談や手話など音声とは別の方法で伝える工夫をする。 ○段差がある場合に、車いす利用者の補助をしたり、簡易スロープを設置する。 	<p>義務 ○ (しなければならない)</p>	<p>努力義務 △ (するように努力する)</p>	<p>義務 ○ (しなければならない)</p> <p>法では、民間事業者には努力するよう求めています。が、都条例では「しなければならない義務」として定めています。</p>

お困りごとはこちらへご連絡ください

「不当な差別的取扱いを受けた」、「合理的配慮の提供がされなかった」という方や、「合理的配慮の提供をするためにはどのようにすればいいのか」といった民間事業者の方からの相談にも応じています。どなたでもご相談できますので、気軽にご連絡ください。

●東京都相談窓口(広域支援相談員)

東京都障害者権利擁護センター

☎5320-4223、FAX5388-1413

✉ syougaisyakenriyougo@section.metro.tokyo.jp

●江東区相談窓口

障害者支援課施策推進係

☎3647-4749、FAX3699-0329

✉ shisaku-sui-tan@city.koto.lg.jp

その他に都条例では以下のことを定めています

広域支援相談員を設置

障害者差別に関する相談を、障害者や関係者からだけでなく、民間事業者の方からも受け付けています。

紛争解決の仕組みを整備

相談支援を行っても解決しない場合、紛争解決の仕組みによって、解決を図ります。調整委員会を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みです。